

災害から生じる移住 ——法的・政策的対応

研究員

佐俣紀仁/上代庸平/徳永恵美香/
加藤雄大/山下毅



気候変動や地震等の災害により、人々は移住を強いられることがあります。近時、気候変動による人の移動は、しばしば「環境難民」とも呼ばれます。

従来、国際法の分野では、「災害」にかかるルールや、人の移動に関する研究は行われてきました。しかし、この両者を架橋する研究、さらに、国際法と国内法（特に憲法や地方自治法）の相互関係も視野に入れた研究は必ずしも十分ではありません。

そこで私たちは、国際法学者、憲法学者から構成される研究グループを作り、国際法と国内法の横断的な視点から「災害から生じる移住」に関するより望ましいルールや法制度のあり方を検討しています。

2023年度には、①災害時における人の保護に関する国際法の現状と国連等で進むルール作りの動向を調査しました。この結果、「被災国」が外国からの支援を受け入れる義務、および

「被災者」が支援を受ける権利に関する国際ルールが形成途上にあることがわかりました。

また、②「環境難民」と呼ばれる概念についても、国際的な文書や学説等の分析を行いました。この結果、現時点ではこの概念が国際法において受け入れられているとは言い難いこと、また「環境難民」を法的に保護する場合には、環境被害と人の移動との因果関係の立証が課題となりうることを明らかにしました。

並行して、国家および地方自治体による関連施策の研究も進めています。2024年2月には、福島第一原子力発電所事故から生じた移住および帰還に関する調査として、福島県の双葉町、大熊町、富岡町等の自治体調査を行いました。この調査では、帰還の現状把握に加えて、災害アーカイブや災害遺構等の施設を視察しました。これらの調査では、災害から生じた移住が人々に及ぼす心理的、社会的、経済的な影響等に関する理解を深めることができました。

今後は、気候変動をめぐる様々な訴訟の動向の分析、また災害関連アーカイブに関する国際法、国内法制度の調査検討を進めていく予定です